

# 危険物新聞

第473号

発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会  
編集 松村光惟  
発行人大阪市西区新町1丁目5-7  
四つ橋ビル  
TEL (531) 9717・5910  
定価 1部 60円

## 全国一せいに、危険物安全運動展開

### 6月6日から1週間、全国大会は東京で

危険物による火災・爆発・漏洩事故を防止し、危険物安全管理の徹底を強調するため、今年度も6月6日から1週間、全国一せいに安全運動が展開される。

また、さきに全国より募集したキャンペーン標語は、福島県いわき市、追分氏の「危険物その時その場が正念場」が選ばれ採用されることになった。

#### 全国大会は6月7日

全国危険物安全大会は、全国より関係者が参加し、6月7日午後、東京都内の「スクワール麹町」で開催される。

当日は、危険物保安功労者や優良危険物事業所の消防庁長官表彰及び全国危険物安全協会理事長表彰が行われるほか、記念講演会、懇親会等が予定されている。

#### 大阪大会は6月18日、K.K.R大阪で

大阪府、同大阪府危険物安全協会では、大阪府下消防長会の協賛のもと、6月18日午後1時半より、ホテルK.K.Rオーサカで、関係者約300名参加のもと開催される。

はじめに、危険物保安功労者等の知事表彰があり、引き続き記念講演、アトラクションが4時頃まで行われる。

その後、同大阪府危険物安全協会では、同ホテルで平成5年度の年次大会を予定している。

#### 大阪市は危険物防災シンポジウム

大阪市消防局では、大阪市消防振興協会、大阪市危険物安全協会の協賛のもと、6月7日午後、大阪科学技術センターで、「危険物安全管理に関するシンポジウム」を開催する。

基調講演は東京大学工学部教授・平野敏右先生を招へいし、「危険物の安全管理—ヒューマンエラーと自主管理」が行われ、続いて、コーディネーター三村和男氏、パネラ



全国危険物安全運動推進ポスター

一、住友化学工業の南川環境保安部長ら5氏を迎えるパネルディスカッションが催されることになっている。なお、入場は会場定員の関係で入場整理券所持者に限られている。

#### 堺市、高石市安全大会は市民会館で

堺市・高石市消防本部では、第11回危険物安全大会は、6月11日に、堺市民会館で開催する。

第1部では優良危険物取扱者、優良危険物事業所等の表彰が行われ、第2部では、自治省消防庁消防研究所第二部長谷川和俊氏を招へいし、「最近の危険物灾害の実態と防止技術、についての講演が計画されている。

## 危険物施設の 許可申請書類の記載要領

(第10回)

大阪市消防局  
危険物研究分科会

- (1) 「給油取扱所の業務を行うための事務所」の欄は、従業員が使用する事務所、更衣室、シャワー室、便所等の床面積の合計及び1階部分のみの床面積の合計をそれぞれ記載すること。
- (2) 「給油取扱所に出入りする者を対象とした店舗、飲食店又は展示場」の欄は、給油取扱所に出入りする客等が通常立入る販売室、店舗、飲食店、展示場等の床面積の合計及び1階部分のみの床面積の合計をそれぞれ記載すること。
- (3) 「自動車等の点検・整備を行う作業場（壁等により区画された部分に限る。）」の欄は、リフト室、整備室、工具置場等の床面積の合計及び1階部分のみの床面積の合計を、それぞれ記載すること。
- (4) 「自動車等の洗浄を行う作業場（壁等により区画された部分に限る。）」の欄は、自動車等の洗浄作業を行う部分の床面積の合計及び1階部分のみの床面積の合計をそれぞれ記載すること。
- (5) 「その他の給油取扱所の部分」の欄は、危規則第25条の4第1項第5号に規定する住居又は本社事務所等の床面積の合計及び1階部分のみの床面積の合計をそれぞれ記載すること。
- (6) 「計」の欄は、前記(1)、(2)、(3)、(4)、(5)の床面積の合計及び1階部分のみの床面積の合計をそれぞれ記載すること。

(ク) 「上階の有無（給油取扱所以外）」の欄は、給油取扱所の用に供する部分の上階（隣接する場合は、当該隣接部分）における給油取扱所以外の用途の有無に○を付けること。

カ 「周囲の塀又は壁」の欄は、防火塀又は給油取扱所の建築物の外壁を防火塀の代替とする場合の壁の材質又は建基法における構造等及び高さを記載すること。

(例) 鉄筋コンクリート造及びコンクリート造（耐火構造） 高さ2m以上

キ 「屋根又はひさし」の欄は、給油取扱所の用に供する部分に上階がある場合の延焼防止のための屋根又はひさしの有無に○を付けるとともに、有の場合には屋根又はひさしの先端から上階の外壁までの水平距離を記載すること。

ク 「固定給油設備等」の欄は、次によること。

(ア) 「型式」の欄は、固定給油設備及び灯油用固定注油設備（以下「固定給油設備等」という。）の製造会社及び型式機種名を記載すること。

(イ) 「数」の欄は、固定給油設備等の型式（機種）ごとにその設置数を記載すること。

(ウ) 「道路境界線からの間隔」及び「敷地境界線からの間隔」の欄は、固定給油設備等の中心点（懸垂式のもののうち給油ホース等の取付部がスライドするものにあっては、そのスライドするすべての地点）から道路境界線又は敷地境界線までの水平距離のうち最も短い距離を記載すること。

ケ 「附隨設備の概要」の欄は、危規則第25条の5に規定する附隨設備の種類及び設置数等を記載すること。

コ 「電気設備」、「消火設備」及び「警報設備」の欄は、前(1)の製造所又は一般取扱所の記載要領の例によること。



HATSUTA

株式会社 初田製作所

大阪本社：〒552 大阪府枚方市梅田23-5 TEL. (072) 56-1261  
東京本社：〒102 東京都港区芝大門2丁目8-7 TEL. (03) 3434-4841

原点はロスフリーベンションです。

ハツタはあらゆるセーフティニーズに  
おこたえる企業をめざします

頑固な夢が  
そこにある。

## 記載例

#### 試験題4のり（第4章、第5章範囲）

数函直角坐标系与参数方程

## 記載例

#### 試験題4のり（第4章、第5章範囲）

参考 1 この用紙の大きさは、標準工業規格 B4 とすること。

2. 読音の一部に結婚登録所を設ける場合の結婚登録の仮定の裏は、該当する読みのみ記入すること。  
3. 異母子を含む複数の子を持つ場合は、複数登録が原則（複数個人の名前は複数括弧で区切ること）。

③ 対応シングル、複数シングル又は簡便シングルにあつては、標準性別用語（性別別のキスは性別別のへ）を添付すること。

サ 「避難設備」の欄は、給油取扱所に設置する避難設備の種類及びその概要を記載すること。

シ 「事務所等その他火気使用設備」の欄は、給油取扱所の用に供する部分の販売室、事務所その他の部分において使用する火気使用設備（ボイラー等）の使用場所及び種類等を記載すること。

ス 「排水設備」の欄は、排水方法及び油分離装置の設置数を記載すること。

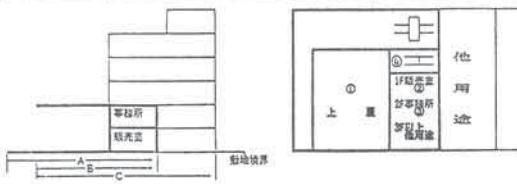
中 「タンク設備」の欄は、次によること

(7) 「専用タンク」、「廃油タンク等」の欄は、  
タンクの容量及び設置数を記載するとともに、  
中性脂タンクについては各室の容積を記入せよ。

標式器のリテラシ。第5回

魏地取信所撫遺餘僵明維

支店の概要		始油販所の開口、同行				始油販所の敷地面積			
販 売	場 所	開 口 間 隔		面 積		面 積		面 積	
		間 口	間 隔	m	m	m	m	m	m
総面積 の割合	場 所	総面積	面 積	面 積	面 積	はり	面 積	面	出入口
	本社 B								
送達作業の一例に始油販所を用いた場合		面 積	面 積	面 積	面 積	はり	面 積	面	出入口
設ける場合の始油販所の構造						m C	m		
註	始油販所が他の販売店のための作業場（壁等により区別されていない物貯蔵の点検、整 て運行を行なう場合はこの区分を行なう作業場を含む。）					本年平均面積			
始 油 販 所 の 使 用	始油販所内に販売を行なうための事務所					m <sup>2</sup>			
物	始油販所に出入する者を対象とした施設。飲食店又は販売場					(うち) 商店面積			
走 到 面 積	自販亭等の点検、整備を行なう作業場（壁等により区別された部分に限る。）					(うち) 商店面積			
其 他	自販亭等の洗浄等を行う作業場（壁等により区別された部分に限る。）					(うち) 商店面積			
上記のうち、その他の始油販所の部分						(うち) 商店面積			
上記のうち、上海の有無(始油販所以外)						(うち) 商店面積			
両者の差又は翌						(うち) 商店面積			



\* 1 上蓋等がある場合には、( ) 等に内数として面積を明示するなど、上蓋等の面積を引算にすること

\* 2 上記の他に、ポンプ室、油室、コンプレッサー室等も含む。

\* 3 諸売店、薬局、飲食店、展示場等が運用されている場合は、その主たる用途によること

きで記載すること。

なお、専用タンク又は廃油タンク等について  
は、地下タンク貯蔵所構造設備明細書（危規則  
様式第4のホ）を添付すること。

(イ) 「可燃性蒸気回収設備」の欄は、該当するものに○を付けること

(4) 「簡易タンク」の欄は、簡易タンクの製造会社、型式（機種名）及び設置数を記載するとともに、簡易タンク構造設備明細書（危規則様式第4のへ）を添付すること。

ソ 「工事請負者住所氏名」の欄は、前(1)の製造所  
又は一般取扱所の記載要領の例によること

#### 全国危険物安全運動推進キャンペーン標語

“危険物 その時その場が 正念場”

**危険物及び指定可燃物****Q & A (その1)**

この資料は、自治省消防庁が危険物及び指定可燃物について、関係機関の執務上の参考資料として通達した内容を、大阪市消防局の指導により、まとめたものである。

なお、資料中の略号は、次のとおりであり、また各設問の下に既に通知済みのものについては、その抜粋した通達の年月日及び番号（消防庁通達：消防危、消防局長通達：消危）を（ ）書きで参考のため記載した。

- 法……………消防法
- 政令……………危険物の規制に関する政令
- 規則……………危険物の規制に関する規則
- 告示……………危険物の規制にする技術上の基準の細目を定める告示

**第1 危険物****1 法関係**

## (法別表)

問1 法別表の品名欄の第1類の項第11号に掲げる品名（前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの）に属する物品（洗剤、消毒剤等）のうち、液体であるものについては、第1類の酸化性固体、第6類の酸化性液体のうち、いずれの性状について確認を行えばよいのか。

答1 設問のような液体である物品は、第1類の危険物としての性状確認は要しない。また、法別表の品名欄の第6類の項に掲げられている品名に属さない物品で

ある場合には、第6類の危険物としての性状確認も要しない。

(平成元年7月4日消防危第64号・平成元年8月18日消防危第123号)

## (法別表)

問2 アルミニウムペースト（アルミニウム粉とミネラルスピリットとの混合物）は、第何類の危険物に該当するのか。

答2 (1) 液体（第三石油類又は第四石油類にあっては、1気圧、20°Cにおいて液状であるもの）の場合

設問の物品が、規則第1条の3第5項及び第6項に定める塗料類その他の物品でなく、かつ、第4類の引火点を測定する試験において引火性を示すものである場合には、第4類の危険物に該当する。

## (2) 固体の場合

設問の物品が、次の(1)又は(2)に該当する場合には、第2類の危険物に該当する。

- ① 小ガス炎着火試験において10秒以内に着火し、かつ、燃焼を継続するもの
- ② セタ密閉式引火点測定器により引火点を測定する試験において測定された引火点が40°C未満の温度であるもの

(平成元年7月4日消防危第64号・平成元年8月18日消防危第123号)

## (法別表)

問3 ラネーニッケル触媒「展開品」（ニッケルとアルミニウムの組成がほぼ1対1のものをカソソーダ水溶液によりアルミニウムを溶解し、水洗して水中に貯蔵したもの）は、危険物に該当するか。

答3 危険物に該当しない。

**Safety & Fire Engineering**

**防火・防災機器をフルラインアップ。豊富な製品群が多様化するニーズに応えます。**

安全は時代の必然。

新しいマルナカ、始動。



株式会社 マルナカ

日本 社 大阪市北区中崎西4丁目2番27号 〒530  
TEL.(06)371-7775(代表) FAX.(06)372-1859

口東京本社 東京都文京区本駒込5丁目73番5号 〒113  
TEL.(03)944-0161(代表) FAX.(03)944-0170

## (法別表)

問4 ヒドラジンは、法別表の品名欄の第5類の項第7号に掲げる「ヒドラジンの誘導体」に属するか。

答4 設問の物品は、「ヒドラジンの誘導体」に属さず、第4類の危険物に該当する。

(平成元年7月4日消防危第64号・平成元年8月18日消防危第123号)

## (法別表備考第10号)

問5 常温で固体状である原油(例ミナス原油)は、通常、加温された状態で貯蔵されている。このような物品については性状確認をどのように行うのか。

答5 物品の性状確認の方法は、物品の貯蔵状態により異なるものではない。設問の物品については、法別表備考に定めるとおり、液体であるか否か及び引火点について確認する必要がある。

(平成元年7月4日消防危第64号・平成元年8月18日消防危第123号)

備考 エアゾール製品については、原液(加圧下、容器に封入されたもののうち、1気圧、20°Cとしたときに気体となるものを除いた残りの液状物質をいう)が液体で、かつ、引火性物品であるときは、当該原液を第4類の危険物とする。

## (法別表備考第12・14・15号)

問6 法別表の備考において品名指定されているガソリン、灯油、軽油及び重油とはいかなるものか。

答6 設問の物品は、それぞれ、日本工業規格K2201「工業ガソリン」(4号(ミネラルスピリット)及び5号(クリーニングソルベント)を除く。)及び同K2202「自動車ガソリン」、同K2203「灯油」、同K2204「軽油」並びに同K2205「重油」に適合するものというものであり、これらの物品のうち、液体(重油にあっては、1気圧、20°Cにおいて液状であるもの)で

あり、かつ、引火性を示す(引火点を有する)ものが第4類の危険物に該当する。

(平成元年7月4日消防危第64号・平成元年8月18日消防危第123号)

## (法別表備考第13号)

問7 次のような成分の物品は、どの品名に該当することとなるのか。

A (%)	B (%)
エチルアルコール 80.0	エチルアルコール 67.0
メチルアルコール 11.0	グリセリン 5.0
アセトン 9.0	非危険物 3.0
	水 25.0
C (%)	D (%)
変性アルコール 55.0	エチルアルコール 60.0
(エチルアルコール 48.5)	グリセリン 25.0
(変性剤(フレーバー) 6.5)	(香料) 微量
非危険物 9.0	植物成分 5.0
水 36.0	水 10.0
E (%)	F (%)
イソプロピルアルコール 15.0	変性アルコール 86.3
プロピレングリコール 10.0	エチルアルコール 85.5
ポリエチレングリコール 5.0	変性剤(トルエン) 0.8
非危険物 28.0	トルエン 1.5
水 42.0	メチルイソブチルケトン 12.2

(注) アルコール以外の成分で下線を引いたのは、危険物に該当

答7 A及びBは、第4類の「アルコール類」に該当する。

・Cは、規則第1条の3第4項第2号に該当する場合を除いて「アルコール類」に該当する。



暮らしに安心と安全をお届けする

屋内外消火栓設備  
スプリンクラー設備  
ドレンチャー設備  
泡消火設備  
ガス消火設備  
粉末消火設備  
自動火災報知設備  
避難設備

創業30年の実績と経験で信頼いただけ  
防災のことならサンワにお任せください

あらゆる消防設備・設計・施工・保守・点検  
株式会社 三和商会

本社 大阪市西区京町堀2丁目1番17号  
〒550 電話(06) 443-2456(代)  
平野営業所 大阪市平野区長吉出戸2丁目4番6号  
〒547 電話(06) 707-3341



・D及びFは、引火点に応じた第4類の「石油類」に該当する。

・Eは、規則第1条の3第5項又は第6項に該当する場合を除いて引火点に応じた第4類の「石油類」に該当する。

すなわち、炭素数1～3の飽和一価アルコール又は変性アルコールを成分として有する物品については、これらアルコール又は水以外の成分(第三成分)の含有率が10%未満であり、第三成分中に危険物に該当する化合物等が存する場合にあっては、当該化合物等の割合が炭素数1～3の飽和一価アルコール又は変性アルコールの合計量の10%未満である場合には、第4類の「アルコール類」に該当するものである。

なお、「変性アルコール」とは、アルコール壳掲規則(昭和12年大蔵省令第11号)第11条の2第2項により工業用アルコールを変性したものという。

(平成2年5月22日消防危第57号・平成2年6月8日消防危第73号)

備考 アルコール類の判定は、次によるものとする。

(1) 次表に定める成分の含有量について

① C+D<10かつ

② C<O. 1 A

成 分	含有量 (重量%)
一分子を構成する炭素原子の数が1から3までの飽和一価アルコール(分子中、水酸基以外の部分は、炭素及び水素のみから成るものに限る。)又は変性アルコール	A
水	B
その他	危 険 物
	非危険物

(A+B+C+D=100)

の関係がある場合は「アルコール類」とする。ただし、規則第1条の3第4項各号に該当するものは除く。

(2) 前①又は②のいずれかの関係が成立しない場合は、「石油類」として引火点により分類する。ただし、規則第1条の3第5項及び第6項に該当するものを除く。

(法別表備考第16号)

問8 法別表備考第16号において品目指定されているギア油、シリンダー油とはいかなるものか。

答8・ギア油とは、日本工業規格K2219「ギア油」に適合するものをいう。

・シリンダー油とは、日本工業規格K2238「マシン油」に規定するISO VG680、ISO VG1000及びISO VG1500に適合するものをいう。

(平成2年10月31日消防危第105号・平成2年12月13日消危第219号)

(法別表備考第17号)

問9 動植物油類の定義は、法別表備考第17号で定められているが、これは従来の運用(グリセリドを主成分とする引火性液体)と異なるのか。

答9 従来どおり、グリセリド(グリセリンの高級脂肪酸エステル)を主成分とするものである。

(平成2年8月15日消危第136号)

### 〈参考書のご案内〉

◆平成4年7月改定版 「大阪市火災予防条例」 800円

◆「5年度版 消防関係法規集」(6月中旬入荷予定) 1,550円

◆その他各種標識・掲示板

大阪市危険物安全協会 06-531-5910

**MORITA**  
森田ポンプ株式会社

本社 〒544 大阪市生野区小路東5丁目5番20号 TEL.06(758)9723



MORITAが誇る  
先進の技術を駆使した  
ツインジェット推進ポンプ搭載の  
**小型消防救助艇**

平成5年度 府下73会場で実施

## 保安講習、6月下旬から

危険物取扱者保安講習は、消防法第13条の23で定められた義務講習である。

危険物製造所等（ガソリンスタンド、タンクローリー等の危険物施設）で危険物の取扱いに従事する危険物取扱者（保安監督者は当然、従事しているものと見なされる）は、定められた期限内にこの講習を受講しなければならない。

受講期限は、原則として、資格を取得して危険物を取扱った日、又は保安講習を受講してから3年以内に受講しなければならない。

受講義務者が期限内に受講しないときは、免状の返納が命ぜられることがある。

また、上記以外の危険物取扱者も受講することができ、他府県で交付された免状所有者も、大阪府で受講することができる。

### 案内書、申込書（申請ハガキ）配布中

平成5年度については、6月～11月分は別掲（8頁参照）の予定で、案内書や申込書様式等は、各消防本部で配布している。

講習は、

- |            |           |
|------------|-----------|
| ① 化学工場     | ④ タンクローリー |
| ② 石油コンビナート | ⑤ その他一般   |
| ③ 給油取扱所    |           |

と5部門に分けて開催するので、原則として業種区分の講習を受講されたい。

なお、11月～6年2月にかけては、府下23会場で実施の予定であるが、「化学工場関係」2会場、「コンビナート関係」1会場以外はすべて「その他・一般の部門」となるので念のため。

### 保安講習受講料4,700円に改訂

平成4年12月2日付の消防法令の改正によって、保安講習の受講手数料が4,700円（従前4,000円）になり、大阪府下では、5年度分より適用される。

ヤマト消火器株式会社が社名を変更し、  
ヤマトプロテック株式会社として、  
大きく、はばたいています。  
今後ともよろしくお願ひいたします。



### ヤマトプロテック株式会社

東京本社 〒108 東京都港区白金台5-17-2 TEL.(03)446-7151代  
本 社 〒537 大阪市東成区深江北2-1-10 TEL.(06)976-0701代

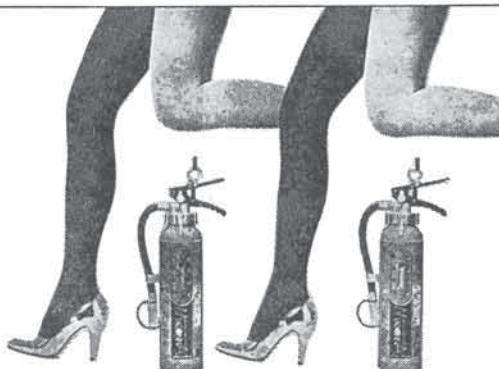
■営業品目 ■ビル防災設備/プラント防災設備/避難・警報設備/家庭用防火機器/各種防火機器/各種消火器

名古屋・札幌・仙台・新潟・大宮・八王子・千葉・横浜・静岡・富山・神戸・尾道・広島・松山・福岡・鹿児島・大阪工場

安全が見える窓つき またひとつ超えました。



本社/〒544 大阪市生野区小路東5-5-20 TEL.(06)751-1351代  
営業所/東京・大阪・名古屋・仙台・福岡・高崎  
静岡・富山・広島・松山・札幌・旭川



## 平成5年度(6月~11月)保安講習日程

### ◇化学工場関係(3会場)

回数開催日時(予定) 会 場

- 13 7月14日(水)午前 大阪府商工会館 大阪市
- 15 7月15日(木)午後 大阪府商工会館 大阪市
- 51 11月1日(月)午後 大阪府商工会館 大阪市

### ◇大阪北港コンビナート関係(1会場)

- 50 10月29日(金)午後 此花会館 大阪市

### ◇給油取扱所関係(7会場)

- 2 6月24日(木)午後 大阪府商工会館 大阪市
- 4 6月28日(月)午後 \*岸和田競輪場 岸和田市
- 6 7月2日(金)午後 堺市民会館 堺市
- 10 7月9日(金)午後 大阪府商工会館 大阪市
- 14 7月14日(水)午後 大阪府商工会館 大阪市
- 19 7月22日(木)午後 大阪府商工会館 大阪市
- 43 10月21日(木)午後 \*摂津市消防本部 摂津市

### ◇タンクローリー関係(4会場)

- 24 9月11日(土)午後 大阪府トラック総合会館 大阪市
- 27 9月25日(土)午後 大阪府トラック総合会館 大阪市
- 37 10月14日(木)夜 \*臨海センタービル 堺市
- 45 10月23日(土)午後 \*臨海センタービル 堺市

### ◇その他・一般(32会場)

- 1 6月23日(水)午後 大阪府商工会館 大阪市
- 5 6月29日(火)午後 吹田メイシアター 吹田市
- 7 7月7日(水)午後 大阪府商工会館 大阪市
- 8 7月8日(木)午後 大阪府商工会館 大阪市
- 9 7月9日(金)午前 大阪府商工会館 大阪市
- 11 7月12日(月)午後 大阪府商工会館 大阪市
- 12 7月13日(火)午後 泉大津市民会館 泉大津市
- 16 7月16日(金)午後 大阪府商工会館 大阪市
- 17 7月19日(月)午後 大阪府商工会館 大阪市
- 18 7月21日(水)午後 大阪府商工会館 大阪市

- 20 7月23日(金)午後 大阪府商工会館 大阪市
- 21 7月26日(月)午後 堺市民会館 堺市
- 22 7月29日(木)午前 貝塚市福祉会館 貝塚市
- 23 7月29日(木)午後 貝塚市福祉会館 貝塚市
- 28 9月28日(火)午後 豊中市民会館 豊中市
- 31 10月4日(月)午前 大阪府商工会館 大阪市
- 32 10月4日(月)午後 大阪府商工会館 大阪市
- 33 10月5日(火)午後 大阪府商工会館 大阪市
- 35 10月8日(金)午後 大阪府商工会館 大阪市
- 38 10月15日(金)午後 \*八尾市消防本部 八尾市
- 39 10月19日(火)午後 和泉市立解放総合センター 和泉市
- 40 10月20日(水)午前 枚方・北河内府民センター 枚方市
- 41 10月20日(水)午後 枚方・北河内府民センター 枚方市
- 42 10月21日(木)午前 \*摂津市消防本部 摂津市
- 44 10月22日(金)午後 大東市消防本部 大東市
- 46 10月25日(月)午後 茨木市商工会議所 茨木市
- 47 10月26日(火)午後 高槻市消防本部 高槻市
- 48 10月27日(水)午後 高槻市消防本部 高槻市
- 52 11月2日(火)午後 \*堺市民会館 堺市
- 54 11月8日(月)午後 大阪府商工会館 大阪市
- 55 11月9日(火)午後 枚方・北河内府民センター 枚方市
- 56 11月10日(水)午後 吹田メイシアター 吹田市

注1 講義時間は3時間です。午前の部、午後の部共それぞれ開講時間は、受講票に記載しております。(講習会場によって若干異なります。)

注2 会場欄中\*印の会場は駐車可。(ただし、堺市民会館は有料。)

平成5年度(12月~6年2月)の予定は次のとおり。

- ・大阪市内 8会場 (うち「化学工場関係」は3会場  
「コンビナート関係」は1会場)
- ・東大阪 2会場
- ・堺、吹田、守口、羽曳野、茨木 各1会場